

高知県県産材共同輸送推進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県県産材共同輸送推進事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的及び補助対象事業)

第2条 県は、原木の増産及び木材加工力の強化により増加する土佐材製品について、県外への効率的な共同輸送を支援して定期輸送体制を構築し、地産外商の拡大を図るため、別表第1の補助事業者が行う次に掲げる事業に要する経費に対して予算の範囲内で補助金を交付する。

- (1) 県外消費地への定期便輸送事業
- (2) 定期便輸送調整事業

(補助対象経費及び補助率)

第3条 前条に掲げる補助対象事業（以下「補助事業」という。）の補助対象経費及び補助率については、別表第1に定めるとおりとする。

(補助金等交付申請書)

第4条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、別記第1号様式による補助金交付申請書に、納期が到来した県税について滞納のないことを証するもの（県税事務所で発行する全税目の納税証明書）及び県に対する税外未収金債務の滞納がないことの誓約書等を添えて知事に提出しなければならない。ただし、県税の納税義務がない場合は、その旨を記載した申立書を添付するものとする。

(補助金の交付の決定)

第5条 知事は、前条の補助金等交付申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、当該補助事業者に通知するものとする。ただし、当該申請をしたものが別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

(補助の条件)

第6条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助金に係る規則及びこの要綱の規定に従わなければならないこと。
- (2) 補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業の終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならないこと。
- (3) 補助金の交付を申請するに当たっては、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等（補助金対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を

減額して申請しなければならないこと。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りでない。

- (4) 補助事業の実施に当たっては、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (5) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (6) 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならないこと。
- (7) 県税及び県に対する税外未収金債務の滞納がないこと。

(補助金の交付の決定の取消し)

第7条 知事は、補助事業者が別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 2 知事は、補助事業者が補助金を他の用途に使用し、又は補助金の交付の内容若しくは前条に規定する補助の条件その他法令若しくはこれに基づく処分に違反したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助事業の変更)

第8条 補助事業者は、補助金の交付決定額の増額又は20パーセントを超える減額が生ずるときは、別記第2号様式による補助金変更承認申請書を提出し、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

(補助事業の中止又は廃止)

第9条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、別記第3号様式による補助事業中止（廃止）承認申請書を提出し、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

(概算払の請求)

第10条 補助事業者は、規則第14条ただし書の規定に基づき補助金の概算払の請求をしようとするときは、別記第4号様式による請求書を知事に提出しなければならない。

(実績報告等)

第11条 規則第11条第1項の補助事業等実績報告書の様式は、別記第5号様式によるものとし、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、第6条第3号ただし書の規定により補助金の交付を申請した場合は、前項の補助事業等実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 補助事業者は、第6条第3号ただし書の規定により補助金の交付を申請した場合であって、第1項の補助事業等実績報告書を提出した後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したときは、その金額を速やかに別記第6号様式による消費税仕入控除税額等報告書により知事に報告するとともに、当該金額を知事に返還しなければならない。

(補助金の返還)

第12条 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

2 知事は、第7条の規定に基づき補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、これを返還させることができる。

(グリーン購入)

第13条 補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

(情報の開示)

第14条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。

附 則

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

2 第4条の規定による申請書の提出は、この要綱の制定の日の前においても行うことができる。

3 この要綱は、令和5年5月31日限りその効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第6条、第7条、第11条第3項、第12条及び第14条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

事業区分	補助事業者	補助対象経費	補助率
(1) 県外消費地への定期便輸送事業	県内製材工場を組合員とする事業協同組合で、製材品の市場機能を有するもの	<p>・定期輸送体制の構築に向けて、トレーラー及び大型トラック（積載重量13t程度以上）で共同輸送する荷物のうち、ベース荷物の製品輸送に係る経費</p> <p>※ベース荷物：輸送1回当たりの貨物量を確保するための基礎として、補助事業者があらかじめ調整して積み込むこととした荷主1企業の貨物</p>	<p>定額。ただし、下記を上限とする。</p> <p>トレーラー便</p> <p>① 関東地方：3,000円/m³</p> <p>② 東海地方：2,500円/m³</p> <p>③ 近畿地方：2,000円/m³</p> <p>（各地方：ベース荷物の補助上限を38m³とする。）</p> <p>④ 到着地を除く経由地が2箇所以上の場合、1箇所増えるごとに5,000円/車を嵩上げる。</p> <p>トラック便（積載重量13t程度以上）</p> <p>① 東海地方：2,000円/m³</p> <p>② 近畿地方：1,500円/m³</p> <p>（各地方：ベース荷物の補助上限を20m³とする。）</p>
(2) 定期便輸送調整事業	(1)の事業を執行する上で、共同輸送を一定量、定期的に取り扱うことができる事業者（注）	<p>・(1)の事業を取り扱うための下記に該当する経費</p> <p>① 人件費</p> <p>ただし、補助事業者の荷物が含まれる便の構築に係る経費は除く。</p> <p>② 販売窓口の周知に係る広告宣伝費</p>	定額

(注) 共同輸送を一定量、定期的に取り扱うことができる事業者とは、トレーラーと大型トラックを複合的に活用し、行き先である関東、東海及び近畿便をあわせた運行計画を作成し、かつ年間20便以上のトレーラーによる共同輸送の実績を有する事業者。

別表第2（第5条—第7条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下この条において同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等とその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

別記
第1号様式(第4条関係)

第 年 月 号

高知県知事 様

(補助事業者名)
住所

氏名

生年月日

令和 年度高知県県産材共同輸送推進事業費補助金交付申請書

令和 年度において、下記のとおり事業を実施したいので、高知県県産材共同輸送推進事業費補助金交付要綱第4条の規定により、補助金〇〇〇〇円の交付を申請します。

記

1 事業の目的

2 事業計画

区分	事業量 (m3)	事業費 (円)	補助対象経費 (円)	左の財源		備考
				県補助金	その他	
(1) 県外消費地への定期便輸送事業						
(2) 定期便輸送調整事業						
合計						

3 事業完了(予定)年月日

4 収支予算

(1)収入

区分	予算額	備考
県補助金		
その他		
計		

(2)支出

区分	予算額	備考
計		

(注)区分欄には、別表第1の事業区分を記入してください。

5 添付書類

(1) 積算資料

- (2) 県税の納税証明書(全税目のもの)又は県税の納税義務がない場合は、本人からの申立書
- (3) 県に対する税外未収金債務のないことの誓約書及び滞納の有無について関係課に照会することに対する同意書(別紙)

別紙

誓約書兼同意書

私は、高知県県産材共同輸送推進事業費補助金の申請に当たり、高知県に対する下記の税外未収金債務の滞納がないことについて誓約します。

また、上記について、県の補助事業所管課が関係各課に対して照会すること(関係各課への個人情報の提供及び滞納の有無に関する情報の共有)に同意します。

誓約の内容に偽りがあった場合は、当該補助金の不交付の決定又は交付の決定の取消し及びこれに伴う補助金の返還に異議なく応じます。

- ・中小企業高度化資金貸付金、産業パワーアップ融資及び中小企業設備近代化資金貸付金償還金
- ・農業改良資金貸付金償還金
- ・林業・木材産業改善資金貸付金償還金
- ・沿岸漁業改善資金貸付金償還金

年 月 日

高知県知事 様

所在地

(代表者) 職・氏名(自署)

高知県知事 様

(補助事業者名)

住所

氏名

令和 年度高知県産材共同輸送推進事業費補助金変更承認申請書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の交付の決定通知(又は補助金の変更交付の決定通知)がありました事業の内容を下記のとおり変更したいので、高知県産材共同輸送推進事業費補助金交付要綱第8条の規定により、その承認を申請します。

記

1 変更の理由

2 補助金変更申請額

既交付決定額	円
変更後の申請額	円
差引き増減額	円

3 変更の内容

- (1) 別記第1号様式の2から4までに準じて作成し、変更前と変更後とを対象比較できるように変更前を括弧書きで上段に記入してください。
- (2) 変更内容の分かる積算資料を添付してください。

第3号様式(第9条関係)

第 号
年 月 日

高知県知事 様

(補助事業者名)

住所

氏名

令和 年度高知県県産材共同輸送推進事業費補助金に係る補助事業中止(廃止)承認申請書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の交付の決定通知(又は補助金の変更交付の決定通知)がありました事業を下記の理由により中止(廃止)したいので、高知県県産材共同輸送推進事業費補助金交付要綱第9条の規定により申請します。

記

- 1 中止(廃止)する理由
- 2 中止の期間(廃止の時期)

第 号
年 月 日

高知県知事 様

(補助事業者名)

住所

氏名

概算払請求書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の交付の決定通知(又は補助金の変更交付の決定通知)がありました令和 年度高知県県産材共同輸送推進事業費補助金について、高知県県産材共同輸送推進事業費補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり概算払を請求します。

記

1 概算払請求額

補助金交付決定額		円
既交付額		円
今回請求額		円

2 振込先

金融機関名		支店名	
預金種類	普通・当座	口座番号	
口座名義(カタカナ)			

3 添付書類

事業の実績又は見込み及び概算払請求額の根拠が分かる資料

第5号様式(第11条関係)

第 号
年 月 日

高知県知事 様

(補助事業者名)

住所

氏名

令和 年度高知県県産材共同輸送推進事業実績報告書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の交付の決定通知(又は補助金の変更交付の決定通知)がありました事業について、高知県県産材共同輸送推進事業費補助金交付要綱第11条第1項の規定により、その実績を下記のとおり報告します。

記

1 事業の成果

2 補助事業の成績

別記第1号様式の2に同じ

3 事業実績の内訳

(1) 県外消費地への定期輸送事業

事業内容							
出荷先	住所	日	材積 (m3)	事業費 (円)	左の財源(円)		備考
					県補助金	その他	
小計							
合計							

- (注) 1 納品書等、出荷状況が分かる書類を添付してください。
 2 枠内に記入することができない場合は、別紙に記載してください。

(2) 定期便輸送調整事業

事業内容	事業費	左の財源(円)		摘要	備考
		県補助金	その他		
計					

- (注) 1 納品書等の根拠書類を添付してください。
 2 枠内に記入することができない場合は、別紙に記載してください。

4 収支精算

(1) 収入

区分	予算額	精算額	差引増△減	備考
県補助金				
その他				
計				

(2) 支出

区分	予算額	精算額	差引増△減	備考
計				

(3) 収支精算

区分	県補助金 交付決定額	精算事業費 総額	県補助率	精算 県補助金額	既受領 県補助金額	差引県 未受領(返 還)額
	円	円		円	円	円
計						

第 号
年 月 日

高知県知事 様

(補助事業者名)

住所

氏名

令和 年度高知県県産材共同輸送推進事業費補助金に係る消費税仕入控除税額等報告書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の交付の決定通知(補助金の変更交付の決定通知)がありました令和 年度高知県県産材共同輸送推進事業費補助金について、高知県県産材共同輸送推進事業費補助金交付要綱第11条第3項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 高知県補助金等交付規則第12条の規定による補助金の確定額	金	円
2 補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額等	金	円
3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額等	金	円
4 補助金返還相当額(3-2)	金	円

(注) 事業実施主体別の内訳資料その他参考となる資料を添付してください。